

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	足 利 市

足利市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	栃木県足利市産業観光部農林整備課
所在地	栃木県足利市本城3丁目2145
電話番号	0284-20-2163
FAX番号	0284-21-0643
メールアドレス	norin@city.ashikaga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カワウ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	足利市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜	水稲 被害金額 1,334 千円 被害面積 1.40 ha
ニホンジカ	水稲、樹木	水稲 被害金額 320 千円 被害面積 0.40 ha 林業 被害金額 1,058 千円 被害面積 0.28 ha
ニホンザル	野菜、果実	見聞される
ツキノワグマ	果実	見聞される
ハクビシン	野菜、果実	見聞される
アライグマ	野菜、果実	見聞される
カワウ	アユなどの魚類	見聞される
カラス類 ドバト	麦類、野菜、水稲、果実	見聞される

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の状況
イノシシ	積極的な駆除取組や豚熱の感染等により、駆除頭数は徐々に減少傾向にある。水稲被害は山間部を中心に一定数あり、ほぼ横ばいである。生息範囲は市街地周辺まで拡大して、人的被害の危険性がある。
ニホンジカ	捕獲頭数が年々、増加しており、生息範囲は市の山林全域に広がっている。水稲被害は山間部を中心に増加傾向にある。また枝葉や樹皮の食害などの林業被害も報告されている。
ニホンザル	市の山林区域に群れが相当数存在して、目撃情報が山間部から定期的に報告される。またサルの群れは、転々と移動している。農作物(椎茸の原木、果樹等)の食害以外にも人的被害の危険性がある。
ハクビシン アライグマ	市内全域に分布し、増加傾向にある。農作物被害や糞害などの生活環境被害が報告されており、箱わなの貸出等で駆除の支援をしている。

カワウ	アユなどの魚類の食害が見受けられる。
カラス類、ドバト	市内全域に分布している。糞害などの生活環境被害が発生している。

(3) 水稻被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
被害金額	イノシシ 1,334 千円	イノシシ 667 千円
	ニホンジカ 320 千円	ニホンジカ 160 千円
被害面積	イノシシ 142 a	イノシシ 71 a
	ニホンジカ 35 a	ニホンジカ 17 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲機材 (箱わな) の導入 令和2年度 5基 (箱わな) 令和3年度 6基 (箱わな) 令和4年度 7基 (箱わな)	捕獲の担い手の確保
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の設置 令和2年度 1,990m 国庫補助 令和3年度 1,104m 国庫補助 令和4年度 4,600m 国庫補助	ワイヤーメッシュ柵設置後の維持管理
生息環境管理その他の取組	とちぎの元気な森づくり県民税事業による里山林の維持管理 令和2年度 152.60ha 県民税 令和3年度 124.60ha 県民税 令和4年度 116.20ha 県民税	県民税活用後の維持管理 今後、造林を行う際には鹿除け用に忌避剤やネット巻等の対策を講じたい。

(5) 今後の取組方針

<p>○ 捕獲について</p> <p>有害鳥獣 (イノシシ・ニホンジカ、ニホンザル) の捕獲を実施する。捕獲圧を維持向上させていくために、捕獲資材の増設やICT機器の導入をしていく。また有害鳥獣捕獲の従事者は、将来的に担い手不足の恐れがあることから、担い手確保に努める。</p> <p>特にニホンザルの被害が深刻化しているため、県とちぎ獣害アドバイザー派遣事業を導入して、駆除に向けて取組強化を図る。</p> <p>○防除対策及び環境整備について</p> <p>人里と野生生物との棲み分けを行うため、被害地域による侵入防護柵の設置やとちぎ元気な森づくり県民税を活用した緩衝帯整備を推進する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

栃木県猟友会足利支部及び足利中央支部に、駆除及び捕獲機材（箱わな）等の維持管理について委託し、地域の人たちと連携し対応している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン アライグマ カワウ カラス類 ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ、ニホンザルの捕獲に対して捕獲報奨金を交付する。 ・協議会による箱わなの購入。 ・ハクビシン等の駆除の為、小型わなの貸出件数が多いことから、小型わなの台数を増やして対応している。 ・狩猟免許の取得費用及びワナの購入費用への財政支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
本市の過去の捕獲実績、被害の程度、捕獲従事者数等を踏まえ、捕獲計画数を設定する。特に最近の傾向として、住民からニホンザルとハクビシンの出没情報が寄せられ、被害も深刻化しているのを鑑み、捕獲計画頭数を増やした。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	3,000 頭	3,000 頭	3,000 頭
ニホンジカ	1,000 頭	1,000 頭	1,000 頭
ニホンザル	60 頭	60 頭	60 頭
ハクビシン	400 頭	400 頭	400 頭
ツキノワグマ	必要最低限	必要最低限	必要最低限
アライグマ	100 頭	100 頭	100 頭
カワウ	—	—	—
カラス	必要最低限	必要最低限	必要最低限
ドバト	必要最低限	必要最低限	必要最低限

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段は、捕獲機材（箱わな、くくりわな）を使用 捕獲は、通年実施し、被害地域全域を対象とする。 なお、捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生動物の生息に支障とならないように配慮する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣（イノシシ、ニホンジカ等）の緊急捕獲等を想定し、捕獲及び止刺しに使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
足利市	すべての鳥獣（平成19年度許可権限の委譲済）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R6年度	R7年度	R8年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 2,000 m	ワイヤーメッシュ柵 2,000 m	ワイヤーメッシュ柵 2,000 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R6年度	R7年度	R8年度
イノシシ ニホンジカ	被害集落において、侵入防止柵の設置・管理、環境整備、追払い等を実施。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ	里山林の整備及び管理
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ	里山林の整備及び管理
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ	里山林の整備及び管理

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
足利市	被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策指導、捕獲の許可等
栃木県 (自然環境課・県南環境森林事務所)	市を交えての加害獣に対する対応判断、被害防止のための研修・啓発等
猟友会足利支部及び足利中央支部	有害鳥獣の捕獲、駆除
足利警察署	住民の安全確保、被害情報収集、情報提供、地域巡回等
自治会	回覧、掲示板による注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には、適切な処理施設で焼却する。やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。またイノシシ肉及びシカ肉については原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知し、自家消費の自粛を促す。必要に応じて学術研究のための検体として提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市内で捕獲された、イノシシ、ニホンジカについては、出荷制限が継続しており、出荷制限が解除できるほど十分に獣肉に含まれる放射性セシウムが低減するまでは、有効な利用を推進することは困難であり、利用に当たってはモニタリング調査結果を注視しながら、関係機関と慎重に協議しながら対応する。
----	--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	足利市鳥獣被害防止対策連絡協議会
構成機関	各機関の役割
被害地区自治会連合会	被害状況の把握および情報提供
足利市農業協同組合	組合員への支援
栃木県農業共済組合安足支所	共済加入者への支援
みかも森林組合	森林被害の把握及び防止対策
被害地区農業再生協議会	被害状況の把握、情報提供
水利組合	被害状況の把握
猟友会足利支部および足利中央支部	有害鳥獣の捕獲、駆除
渡良瀬漁業協同組合	水産資源への鳥（カワウ等）類の食害対策
足利市	協議会事業の実施、協議会事務等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
栃木県（自然環境課・農村振興課・経営技術課及びその出先機関）	市や協議会の行う被害防止対策及び捕獲に関する経費・技術的支援 有効な被害防止対策や捕獲方法についての情報収集や試験研究
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	県南地域における野生鳥獣による被害防止対策の推進や情報提供
両毛有害鳥獣対策担当者会議	各構成市間の情報交換
渡良瀬川イノシシ対策連絡会	各構成機関間の連携による取組及び情報交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後、近隣市町の取り組みや実態を研究し、本市の業務体制を考慮した実施隊の設置の検討を進めていきたい。
なお、本市では有害鳥獣捕獲従事者が現在 90 名いる。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が主体となった、被害地区毎の被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを引き続き推進する。

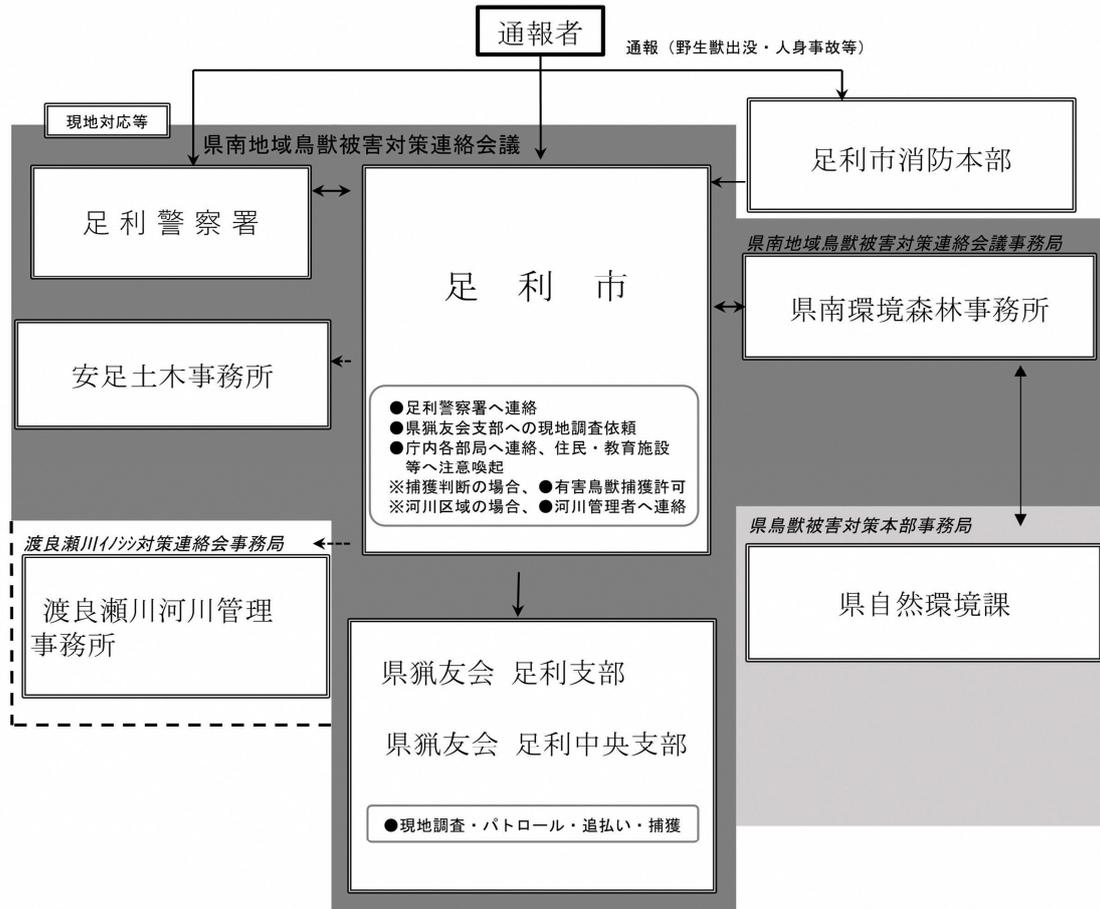
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県南地域鳥獣被害対策連絡会議等を通じ、隣接市町との情報交換や県からの指導・助言により、効果的な対策を推進する。人的被害を防止するため出没等の広報に努める。

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫を講じながら捕獲を強化する。

別紙

緊急時における関係機関等との連携(役割分担)



※これを基とし、出没箇所・状況等により対応